

社会福祉法人いるま保育会費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、法人の運営管理に係る理事、監事及び評議員（以下、役員等という）の理事会、評議員会への参加に係る日額費用弁償（交通費及び日当を含む）に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、日額費用弁償（交通費及び日当含む）として、1日あたり以下を支給する。

理 事 5,000円

監 事 5,000円

評議員 5,000円

(改 正)

第3条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人いるま保育会理事会の決定及び評議員会の議決を経るものとする。

(付 則)

この規程は、平成29年6月23日より適用する。